



世界のクッキング講座 with パトリック先生

2月に松浦市国際親善協会主催の「世界のクッキング講座」が開催されました。今回で21回となるこのイベントは、松浦市内や周辺自治体在住の外国人の人からそれぞれの国の料理を教えてもらうイベントで、毎年冬に開催されています。これまで、アメリカ、スペイン、中国、オランダなどの料理が紹介されてきました。

今回はオーストラリア料理で、ALT パトリック・マグワイヤ先生が講師となり、オーストラリアの家庭料理2品を教えました。1品目はChicken Parmigiana (チキン・パルミジャーナー) のチキンカツメニューと2品目はApple Crumble (アップル・クランブル) のデザートでした。

「パトリック先生は、優秀な料理の指導者で、料理を作るのに手際がとてもよかったです。」と参加者からの感想もありました。パトリック先生は現在、松浦に住んで5年目、主に松浦高等学校で英語を教えています。



天神書簡—福岡事務所便り—



長崎県4市合同企画 ～松浦市の魅力を食から発信～

2019年度は、福岡事務所を開設している長崎県4市（松浦・壱岐・対馬・五島）合同でイベントへの出展や旅行会社営業を行ってきました。福岡のホテル、レストランのシェフが集う会合で食材展示会を開催するなど、松浦の食材をPRすることで使っていただけることもありました。

3月16日から31日にかけて、博多の蓮双庭^{れんそうてい}で初の長崎県4市コラボフェアを開催し、一品料理や、コース料理を提供するなど、各市の魅力を食から発信するとともに、来場されたお客様にはパンフレットを配布して、松浦の魅力を発信することができました。



▲4市合同食材展示会の様子



◀ 蓮双庭×長崎県4市コラボフェアフライヤー

問合せ先

松浦市福岡事務所
☎ 092-406-2180
✉ matsuura.f@city.matsuura.lg.jp

市役所からのお知らせ

市民協働まちづくり事業

問 建設課道路河川係 ☎内線 203
 福島支所地域振興課 ☎内線 602・34
 鷹島支所地域振興課 ☎内線 603・24

市が管理する市道・河川・法定外公共物（赤線・青線等）について、利用される地域や市民団体が、維持補修作業を行う際に必要な経費の全部または一部を市が補助します。

【対象となる作業】

- ①市道の除草作業、側溝清掃、陰切り作業など
- ②河川の清掃作業、河床浚渫作業など
- ③法定外公共物の災害復旧、舗装作業など

【対象となる費用】

作業に必要な機械借上料、原材料、特殊な機械の運転手賃金（市で決定している労務謝金）、機械の燃料費、作業時の保険など

【補助率】

- ①市道に関するもの…全額
- ②河川に関するもの…全額
- ③法定外公共物に関するもの…7割

※事業費の限度額は一申請、一事業につき100万円以下とする。

※①～③は市が必要と認め

た範囲とする。

【申請期限】 9月30日（水）

【お知らせ】

令和2年度より申請様式を一部変更しています。様式の入手および事業の詳細な内容については、問合せ先までお尋ねください。

松浦市生活道路整備事業

問

建設課管理係 ☎内線 202

住みやすい環境整備のため生活道路の整備に対して原材料を支給しています。整備計画のある地区は、行政協力員を通じて申請してください。

【対象となる道路】

4戸以上が利用する総延長30m以上、幅員1m以上の生活道路

【支給範囲】

生活道路の改修舗装および路肩の補修並びに生活道路に付随する側溝整備

【支給原材料】

生コンクリート、砕石、コンクリート2次製品（例：U字溝）など

【原材料の支給率】

市が必要と認めた量の7割 ※3割は申請者負担となります。

【申請期限】 7月31日（金）

道路上に張り出した樹木の伐採をお願いします

問 建設課道路河川係 ☎内線 203

私有地から道路や歩道に樹木や枝が張り出して、自動車や歩行者などの通行に支障となっている箇所があるため、通行車両や歩行者の事故につながる恐れがありますので、事故を未然に防ぐためにも、建築限界を守り張り出した樹木の伐採にご協力をお願いします。また、普段の管理はもとより、強風や大雨の後には特にご注意ください。

◆ご注意

私有地の生け垣や庭木などからの倒木や道路上に張り出した枝の落下などにより、通行中の車両や歩行者などが損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を問われる場合があります。（道路法第43条）

◆建築限界

道路法第30条及び道路構造令第12条では道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の2.5mの範囲に通行の障害になる物（樹木・看板など）は置いてはならないと規定されています。

◆作業時の注意事項

電線や電話線がある箇所の作業は危険が伴う場合がありますので、事前に九州電力またはN T Tに連絡し、立ち合いのもとで行ってください。

◆お願い

市役所の道路パトロール時、各地区での作業時、緊急の場合などには、道路通行に支障となっている樹木や枝などを予告なく伐採、撤去することがありますので、ご理解をお願いします。

建築限界の範囲

